

私は、陳情第1号東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情に、反対する立場から討論いたします。

今回の政党機関紙につきましては、購読するかしないかは本人の自由意思に基づくものであります。どこのどの新聞を読むか読まないかは、本人の意思表示であります。

最高法規である憲法第19条には、思想及び良心の自由が保障されており、政治活動の自由、そして内心の自由も何ら制限されるものではありません。

政治的中立という点では、職員が庁舎内での政党機関紙を含め、多面的な情報の収集のために新聞や文献を読むことも、地方自治体の使命である住民福祉の増進という業務に関わってくる必要なことであります。

行政の中立というのは、住民に対して、公正中立の立場で行政に携わることであって、個々の職員がどのような思想や考えを持っているかは、別問題であります。

陳情では、職員への実態調査をも求めています。そのこと自体が職員への心理的圧力と思想調査につながる重大な問題であります。

よって、この陳情には反対いたします。